

# 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護施設高山ちどり運営規程

## 第1章 総 則

### (目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人晋栄福祉会が運営する短期入所生活介護施設高山ちどり(以下「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 施設は、短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り、在宅における生活が継続できるよう、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定短期入所生活介護サービスの提供に努める。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者(以下「保険者」という。)、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業所との綿密な連携を図る。

### (事業所の名称等)

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称：短期入所生活介護施設高山ちどり

(2) 所在地：奈良県生駒市高山町8030番地

### (利用定員)

第3条 施設の利用定員は10名(併設型)とする。空床型は特養の定員の範囲内で行う。

ユニット数は1ユニットとし、ユニットの定員は10名とする。

## 第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 施設長     | 1名(兼務)                                     |
| (2) 事務員     | 1名以上(兼務)                                   |
| (3) 生活相談員   | 1名以上(兼務)                                   |
| (4) 介護職員    | 4名以上(兼務)                                   |
| (5) 機能訓練指導員 | 1名(兼務)                                     |
| (6) 介護支援専門員 | 1名(兼務)                                     |
| (7) 医師      | 1名以上(兼務)                                   |
| (8) 管理栄養士   | 1名以上(兼務)                                   |
| (9) 調理員     | 調理業務を行うのに必要な数(但し業務委託にて実施する場合は配置しないことができる。) |
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者)  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 事務員  
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員  
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員  
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員  
利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

(8) 医師

利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(9) 管理栄養士

給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(10) 調理員

管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

(1) 部課長会議

(2) 運営会議

(3) フロア会議

(4) 各種委員会

(5) その他の会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

### 第3章 利用者に対する短期入所生活介護サービスの内容及び利用料

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる短期入所生活介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、短期入所サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。利用料は別表に定めた額とする。

(1) 食事の提供に要する費用 【一食あたりの単価】

朝食	昼食	夕食
308円	668円	669円

※負担限度額

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階以上
300円	600円	1,000円	1,300円	1,645円

(2) 居住に要する費用 【日額】

第1段階	第2段階	第3段階①②	第4段階以上
880円	880円	1,370円	3,400円

上記の段階は介護保険料の段階層を示す。

【第1段階】 世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方

【第2段階】 世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額80万円以下の方

【第3段階①】 世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額80万超120万円以下の方

【第3段階②】 世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入額とその他の合計所得金額が年額120万円超の方

【第4段階】 世帯に課税者がいる者。市町村民税本人課税者。

(3) 理美容代金

(4) 医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局）一部負担金

(5) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(6) 短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

(7) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について重要事

項説明書の説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(送迎実施区域)

第8条 生駒市・奈良市・大阪府四条畷市を送迎実施区域とし、それ以外の地域の場合は原則家族での送迎とする。但し、家族にやむを得ない事情がある場合は、都度相談に応じるものとする。

#### 第4章 運営に関する事項

(入退所)

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、短期入所生活介護サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく短期入所生活介護サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 施設は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

7 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が施設のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 11 条 施設は、短期入所生活介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第 12 条 施設は、短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所生活介護サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第 13 条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の 30 日前には行われるように必要な援助を行う。

(保険給付のための証明書の交付)

第 14 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した短期入所生活介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(短期入所生活介護計画の作成)

第 15 条 計画作成担当者は、介護職員などに短期入所生活介護計画書の作成に関する業務を担当させる。

- 2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成担当者は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する短期入所生活介護の目標及びその達成時期、短期入所生活介護の内容、短期入所生活介護サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した短期入所生活介護計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画作成担当者は、短期入所生活介護計画作成後においても、短期入所生活介護サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、短期入所生活介護計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項及び前3項の規定を準用して短期入所生活介護計画の変更を行う。

(短期入所生活介護事業の取扱方針)

第16条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設はサービス提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

第17条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者

の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

#### (食事の提供)

第18条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 7時30分から
- (2) 昼食 午後 0時00分から
- (3) 夕食 午後 6時00分から

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

#### (相談・援助)

第19条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

#### (社会生活上の便宜提供等)

第20条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。



2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために協力医療機関を定める。

(機能訓練)

第 21 条 施設は、利用者に対し、短期入所生活介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 22 条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力医療機関を定める。

(利用者に関する保険者への通知)

第 23 条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

(1) 正当な理由なしに短期入所生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態・要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務態勢の確保等)

第 24 条 施設は、利用者に適切な短期入所生活介護サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 施設は当該施設の職員によって短期入所生活介護サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

## 第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第25条 施設は、現に短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第26条 利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第27条 施設は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

## 第7章 その他運営に関する事項

第28条 施設は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後3カ月

（2）継続研修 年1回

2 施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設で感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 施設は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（定員の遵守）

第29条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第30条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の揭示)

第 31 条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 32 条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 33 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 34 条 施設は、その提供した短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、その提供した短期入所生活介護サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 施設は、その提供した短期入所生活介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又

は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 35 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(地域等との連携)

第 36 条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

## 第 8 章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第 37 条 施設は、短期入所生活介護サービスの事業会計と指定介護老人施設サービスの事業会計は同一会計区分とし、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第 38 条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その実施の日から 5 年間保存する。

(法令との関係)

第 39 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 40 条 入居者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- ② 火気の取扱いに注意すること。
- ③ けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- ④ その他管理上必要な指示に従うこと。

(その他運営に関する留意事項)

第 41 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。